

公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本グローバル・インフラストラクチャー研究財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第13項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の実費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、定款第31条3項に定める理事長、4項に定める副理事長、専務理事及び常務理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。それ以外の理事は無報酬とする。

2 役員報酬は年額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬年額は別表第1「理事の報酬年額」のとおりとし、各々の理事の報酬年額は別表第1「理事の報酬年額」のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の監事の報酬年額は別表第2「監事の報酬年額」のとおりとし、各々の監事の報酬年額は、評議員会が決議する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

2 公益財団法人に移行した後は、次のように読み替える。

第1条 寄附行為第20条第3項→定款第35条第3項及び第17条第3項

第2条(4) 寄附行為第30条→定款第13条

第3条第5項 寄附行為第30条第4項→定款第17条

附 則

この規程は、平成30年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、2020年11月5日から施行する。

別表第1 理事の報酬年額

- ・ 理事長 1人あたり1000万円までの範囲内
- ・ 副理事長 1人あたり1000万円までの範囲内
- ・ 専務理事 1人あたり1000万円までの範囲内
- ・ 常務理事 1人あたり1000万円までの範囲内

別表第2 監事の報酬年額

- ・ 監事 1人1000万円までの範囲内